

## 大船渡市ひとり親世帯臨時給付金支給事業について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響から、収入が減少し生活に困窮する市民の増加が懸念されている状況に鑑み、ひとり親世帯の生活の安定に資するため、児童扶養手当受給対象者に対して、市が臨時的に給付金を支給するものです。

### 2 支給対象

令和2年4月1日時点における児童扶養手当受給対象者  
(全部支給及び一部支給対象者)

### 3 給付額

1世帯3万円(1回限り)

### 4 申請及び支給方法

- (1) 支給対象者を抽出し、給付の通知を送付。
- (2) 対象者に対し、口座振込により給付金を支給。

### 5 支給予定日

令和2年5月下旬

担当：生活福祉部子ども課  
電話：0192-27-3111 (内線191)